

令和6年第3回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
3号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	1
4号	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	4
5号	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則の制定について	8

委員会提出議案第 3 号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 1 0 日

提出者 議会運営委員会委員長 赤塚 隆志

都城市議会議長 神脇 清照 様

（提案理由）

委員会提出議案第 3 号「都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、議席変更の手続きを簡略化するため、所要の改正を行うもの。

都城市議会会議規則の一部を改正する規則

都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議席) 第4条（略） 2（略） 3 議長は、必要があると認めるときは、 <u>討議を用い</u> ないで会議に諮って議席を変更することができる。 4（略）	(議席) 第4条（略） 2（略） 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 3 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市議会会議規則の一部を改正する規則		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 2 月
制定改廃の 目的・背景	議席を変更する場合、会議で議決するまでは議席の変更ができないが、会議に諮らずに議席を変更できるよう、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	【主な改正点】 ○ 会議に諮らずに議席の変更を行えるようにする。		
関係する法令 及びその条項	都城市議会基本条例		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備 考	なし		

委員会提出議案第 4 号

都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 1 0 日

提出者 議会運営委員会委員長 赤塚 隆志

都城市議会議長 神脇 清照 様

（提案理由）

委員会提出議案第 4 号「都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」は、地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、条例を制定するもの。

都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、都城市議会議員（以下「議員」という。）が都城市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告等)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における都城市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 議長は、第2条の規定による報告及び訂正を、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又

は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

委員会提出議案第 4 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例		
制定改廃区分	☒ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日から	制定年月	令和 6 年 6 月
制定改廃の 目的・背景	地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の概要 ○第 1 条では、この条例の目的を、都城市議会議員（以下「議員」という。）が都城市に対し請負（地方自治法第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものと規定している。 ○第 2 条では、報告の事項等を規定している。 ○第 3 条以降については、報告一覧の作成方法及び公表等についてそれぞれ規定している。		
関係する法令 及びその条項	地方自治法第 92 条の 2 地方自治法施行令第 121 条の 2		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則		
備 考	なし		

委員会提出議案第 5 号

都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 1 0 日

提出者 議会運営委員会委員長 赤塚 隆志

都城市議会議長 神脇 清照 様

（提案理由）

委員会提出議案第 5 号「都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則について」は、委員会提出議案第 4 号「都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を施行するにあたり必要な事項について定めるもの。

都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条第2項において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）により行わなければならない。この場合において、写しの作成等に要する費用は当該請求をした者の負担とし、当該費用については都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）に規定する費用の例による。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限の日が、都城市の休日定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する休日（次項において「休日」

という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限の日とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

都城市議会議長 様

都城市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額 (単価契約である 場合はその旨)	昨年度（会計年度） に支払を受けた額
		円	円

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

都城市議会議長 様

都城市議会議員

訂正届

都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

都城市議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

Tel _____ (_____)

複写申込書

都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

委員会提出議案第 5 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則		
制定改廃区分	☒ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日から	制定年月	令和 6 年 6 月
制定改廃の 目的・背景	委員会提出議案第 5 号「都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則について」は、委員会提出議案第 4 号「都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を施行するにあたり必要な事項について定めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則の概要 ○第 1 条では、この施行規則の趣旨を、「都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めるために制定するものと規定している。 ○第 2 条及び 3 条では、報告に際しての様式及び訂正方法等についてそれぞれ規定している。 ○第 4 条及び 5 条では、報告等の閲覧及び写しの交付の方法等についてそれぞれ規定している。 ○第 6 条では、報告すべき期限等についての特例について規定している。		
関係する法令 及びその条項	都城市情報公開条例 都城市の休日定める条例第 2 条		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市議会議員の請負の状況の公表に関する条例		
備 考	なし		